

1. 目 次

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）
- 【2】令和5年度特許庁「I-OPEN プロジェクト」参加者の募集を開始しました！（特許庁）
- 【3】令和5年度知財金融促進事業の公募を開始しました（特許庁）
- 【4】令和5年度中国地方発明表彰受賞者（公益社団法人発明協会）
- イベント情報 ■
- 【5】「知財を活用したスタートアップのビジネスモデル構築」に関するセミナーを開催します！（中国経済産業局）
- 【6】～「展示会」「商談」「事業戦略」にも生きる～自動車部品サプライヤー向け「市場ニーズを捉えた技術提案力向上セミナー」（中国経済産業局）
- 【7】リアルな最新事例で学ぶ！強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～の開催の案内（INPIT）
-
- 【8】【知財コラム】 パテントGO！
「最近の著作権の裁判例について」
日本弁理士会中国会 弁理士 木村 正彦
-
- 【9】 ■再掲情報■

2. 内 容

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）

2023年11月1日より、国際出願関係手数料が改定されます。

2023年11月以降に本手数料の納付をする場合は、手数料の額及び適用関係に御注意をお願いいたします。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_tesuukaitei.html

- 【2】令和5年度特許庁「I-OPEN プロジェクト」参加者の募集を開始しました！（特許庁）

特許庁「I-OPEN プロジェクト」では、誰かの助けになりたい、社会をより良くしたい、そんな想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切りひらく人々を支援しています。

令和5年度のI-OPEN プロジェクトにおいても

- ①：社会課題の解決に向けて、知的財産の活用を目指すスタートアップ企業、
非営利法人、個人
- ②：①のような方々に伴走支援いただける事業者や専門家を募集します。

【応募期間】

- ①：令和5年10月2日（月）～10月23日（月）
- ②：随時（但し、支援対象者と専門性との兼ね合いによって、次年度以降の支援をお願いすることになる可能性があります。）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/i-open/index.html

【3】令和5年度知財金融促進事業の公募を開始しました（特許庁）

特許庁では、お取引先中小企業に対し、知財の観点から経営支援を行いたい金融機関を募集します。（中小企業からの応募も可能です。※その場合、協力先金融機関の同意が必須です。）

知財金融促進事業では、地域金融機関が、中小企業の知恵や工夫を中心とした経営資源を、知財に着目して理解した上で、事業や経営の支援を行うこと（＝知財金融）を促進しています。

知財金融促進事業では、地域金融機関等に中小企業等の知的財産を活用したビジネス全体を評価した「知財ビジネス評価書」や中小企業等の知的財産を踏まえた経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を提供してきました。

本事業においては、取引先中小企業について、課題や目的によらず共通的に分析が必要な項目である「知財ビジネス評価書（基礎項目編）」を作成いただける金融機関に対し、知財調査・評価や経営の専門家が、金融機関・中小企業と協力しながら「知財ビジネス評価書」および「知財ビジネス提案書」を作成致します。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://chizai-kinyu.go.jp/offer-2/>

【4】令和5年度中国地方発明表彰受賞者（公益社団法人発明協会）

大正10年に開始された「地方発明表彰」は、実施されている優れた発明、考案又は意匠を生み出した技術者・研究開発者を顕彰するものです。
全国を8地方に分けて実施され、全国規模で実施する「全国発明表彰」へと繋がっています。

令和5年度中国地方発明表彰を受賞された皆さま、おめでとうございます。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

http://koueki.jiii.or.jp/hyosho/chihatsu/R5/jusho_chugoku/index.html

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【５】「知財を活用したスタートアップのビジネスモデル構築」に関するセミナーを開催します！（中国経済産業局）

スタートアップ企業とエコシステムに関わる支援者を対象に、スタートアップ固有の課題をより適切に認識し、新たな市場を創出するビジネスモデルを生むために必要な知的財産戦略等の知識・ノウハウの習得に関するセミナーを開催します。

本セミナーは、新たな市場の創出を実現するための知財を活用したビジネスモデル構築手法を学べる内容となっております。ぜひご参加ください。

【開催日時】 鳥取会場：10/16(月) 13:00～18:00

福山会場：10/30(月) 13:00～18:00

【開催場所】 鳥取会場：鳥取県鳥取市立川町 7-101

株式会社 L I M N O 内 V.co-Lab

福山会場：広島県福山市丸之内 1-2-40

福山大学社会連携推進センター

【対 象】 スタートアップ企業及びエコシステムに関わる支援者

【参 加 費】 無料

【募集人数】 各会場 30 名（先着順）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/keiei/230929.html>

【６】～「展示会」「商談」「事業戦略」にも生きる～自動車部品サプライヤー向け「市場ニーズを捉えた技術提案力向上セミナー」（中国経済産業局）

自動車業界では、CASE と呼ばれる技術潮流の変化、カーボンニュートラル実現への対応が急務となっています。

これに伴い、大きな影響を受けると考えられる自動車部品サプライヤー企業は、これまで蓄積してきたノウハウや技術を活用し、電動車向けの部品製造等の新分野に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」が求められています。また、そのためには、新たなニーズに対応した技術の確立はもちろん、顧客に対する効果的な技術提案が必要となります。

中国経済産業局では、中国地域の自動車部品サプライヤー企業様を対象に、市場ニーズを捉えた技術提案力の向上を図ることを目的としたセミナーを開催します。取引先等に対する技術提案力にお悩みのある方は、是非ご参加ください。

【日 時】10/18(水) 13:00～15:00【申込締切】10/16(月)

【開催方法】オンライン (Microsoft Teams を使用予定)

【対 象】中国地域の自動車部品サプライヤー企業 (経営層、エンジニア、営業担当)、支援機関担当者 等

【参 加 費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/automobile/230929.html>

【7】リアルな最新事例で学ぶ！強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～の開催の案内 (INPIT)

本セミナーは、このケーススタディ教材を用いたグループワークを通じて、企業に起こり得るビジネス課題の対策や解決方法について、互いの知見を共有しながら、自分の会社ならどうするか参加者全員が一緒に考えていく場として開催いたします。ケーススタディ1『3-1 持続的成長のための価値創造』地場零細産業の事業再構築は重要なテーマです。地域企業や支援機関の経営指導員やアドバイザーの方々にとっても参考になります。ケーススタディ2『5-1 創業期を支えた知財戦略』創業、第2創業において市場分析を通して知財活用を図ることは計画経営の第1歩となります。経営指導員やアドバイザーの方々にとっても地域企業とともに経営を考えていくきっかけとなるテーマです。どうぞ奮ってご参加ください。

【日 時】11/1(水) 13:30～15:30

【会 場】鳥取商工会議所 5階大会議室 (鳥取県鳥取市本町 3-201)

【講 師】館 佳耶 (やかた かや) 氏

クレッシェンド特許総合事務所弁理士

【参 加 費】無料

【定 員】30 名

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.ipms-seminar.inpit.go.jp/>

■ ■
【8】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにいただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けし

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。)

■ □ ■ □ —————
□ ■ □ 「最近の著作権の裁判例について」
■ □ —————
| 日本弁理士会中国会 弁理士 木村 正彦
|

著作権での争いの主戦場は、紙媒体の訴訟から電子媒体の訴訟に移って来ています。 「発信者情報開示請求」の訴訟では、インターネット上にアップロードされたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に自分の著作物を複製かつ送信可能化されたとして、自分の著作物を複製かつ送信可能化した者に対して訴訟を提起する訳ですが、SNSにおいては、その者が誰であるかの特定は難しいので、その前段階として、特定電気通信役務提供者である、SNSを運営する事業者（コンテンツプロバイダ）や携帯キャリア等（インターネットサービスプロバイダ）に対して、自分の著作物を複製かつ送信可能化した者のユーザー名やメールアドレス等の開示を求める訴訟になります。 その訴訟においても、自分の著作物を複製かつ送信可能化したとする原告の主張に正当な理由があるか、判断されて判決が出た後に、著作権を侵害した者の情報の開示を受け、その後、著作権を侵害した者に対して訴訟を提起する必要がありました。 発信者情報開示請求の訴訟が増えたためか、令和4年10月1日に法律が改正され、非訟事件として、発信者情報開示命令申立てという簡略された手続で行えるようになりました。

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/index.html>

中国地域知的財産戦略本部事務局
経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室
住 所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号
TEL：(082) 224-5680
E-mail：bz|~cgk-tokkvo アットマーク meti.go.jp

U R L : https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail_mz/index.html

[illegible]